



# 金沢市公報

号外第33号の3

平成21年(2009年)11月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 ( ) 7
○平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (職員課)	1	○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( ) 8
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( )	2	●教育委員会規則
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ( )	6	○金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (学校職員課)
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ( )	6	●教育委員会告示
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( )	7	○金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校)
		●公営企業管理規程
		○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)

## 規 則

平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第74号

平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第49号。以下「改正条例」という。)附則第2項第1号の規則で定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第21条第1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(給与条例第26条及び附則第5項に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 国家公務員
- (2) 他の地方公共団体の公務員
- (3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める日は、平成21年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(同条第1項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第2条 改正条例附則第2項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）
  - (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は育児短時間勤務等期間（育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育休法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）
  - (3) 停職期間（地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）
  - (4) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第24条若しくは職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第15条第3項の規定により給与を減額された期間又は地公法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
  - (5) 給与条例第15条の規定により給与を減額された期間
  - (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間
- 2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める月数は、平成21年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
  - (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.28を乗じて得た額（以下「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの  
（改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）
- 第3条 改正条例附則第2項第2号の規則で定める者は、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。  
（端数計算）
- 第4条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
（雑則）
- 第5条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
  - 2 平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成17年規則第98号）は、廃止する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第75号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2教育職給料表(1)の表中「10,500円」を「10,400円」に改め、同表医療職給料表(2)の表中「13,900円」を「13,800円」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第21条の5関係）

## 教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給					
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	2	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	3	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	4	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	5	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	6	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	7	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	8	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	9	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	10	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	11	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	12	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	13	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	14	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	15	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	16	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	17	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	18	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	19	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	20	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	21	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	22	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	23	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	24	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	25	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	26	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	27	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	28	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	29	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	30	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	31	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	32	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	33	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	34	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	35	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	36	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	37	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	38	4,300	5,600	7,800	9,400	
	39	4,300	5,600	7,800	9,400	
	40	4,300	5,600	7,800	9,400	
	41	4,500	6,000	8,000	9,700	
42	4,500	6,000	8,000	9,700		

43	4,500	6,000	8,000	9,700
44	4,500	6,000	8,000	9,700
45	4,600	6,300	8,200	9,900
46	4,600	6,300	8,200	9,900
47	4,600	6,300	8,200	9,900
48	4,600	6,300	8,200	9,900
49	4,800	6,500	8,400	10,100
50	4,800	6,500	8,400	10,100
51	4,800	6,500	8,400	10,100
52	4,800	6,500	8,400	10,100
53	4,900	6,900	8,600	10,200
54	4,900	6,900	8,600	10,200
55	4,900	6,900	8,600	10,200
56	4,900	6,900	8,600	10,200
57	5,100	7,200	8,800	10,400
58	5,100	7,200	8,800	10,400
59	5,100	7,200	8,800	10,400
60	5,100	7,200	8,800	10,400
61	5,300	7,500	9,000	10,600
62	5,300	7,500	9,000	10,600
63	5,300	7,500	9,000	10,600
64	5,300	7,500	9,000	10,600
65	5,400	7,700	9,300	10,700
66	5,400	7,700	9,300	10,700
67	5,400	7,700	9,300	10,700
68	5,400	7,700	9,300	10,700
69	5,600	7,900	9,400	10,800
70	5,600	7,900	9,400	10,800
71	5,600	7,900	9,400	10,800
72	5,600	7,900	9,400	10,800
73	5,700	8,100	9,600	10,900
74	5,700	8,100	9,600	10,900
75	5,700	8,100	9,600	10,900
76	5,700	8,100	9,600	10,900
77	5,900	8,300	9,800	11,100
78	5,900	8,300	9,800	
79	5,900	8,300	9,800	
80	5,900	8,300	9,800	
81	6,000	8,500	10,000	
82	6,000	8,500	10,000	
83	6,000	8,500	10,000	
84	6,000	8,500	10,000	
85	6,100	8,700	10,100	
86	6,100	8,700	10,100	
87	6,100	8,700	10,100	
88	6,100	8,700	10,100	
89	6,300	8,900	10,200	

90	6,300	8,900	10,200
91	6,300	8,900	10,200
92	6,300	8,900	10,200
93	6,400	9,100	10,300
94	6,400	9,100	10,300
95	6,400	9,100	10,300
96	6,400	9,100	10,300
97	6,500	9,300	10,500
98	6,500	9,300	10,500
99	6,500	9,300	10,500
100	6,500	9,300	10,500
101	6,600	9,400	10,500
102	6,600	9,400	10,500
103	6,600	9,400	10,500
104	6,600	9,400	10,500
105	6,700	9,600	10,600
106	6,700	9,600	10,600
107	6,700	9,600	10,600
108	6,700	9,600	10,600
109	6,700	9,700	10,700
110	6,700	9,700	
111	6,700	9,700	
112	6,700	9,700	
113	6,800	9,800	
114	6,800	9,800	
115	6,800	9,800	
116	6,800	9,800	
117	6,900	10,000	
118	6,900	10,000	
119	6,900	10,000	
120	6,900	10,000	
121	6,900	10,100	
122	6,900	10,100	
123	6,900	10,100	
124	6,900	10,100	
125	7,000	10,200	
126	7,000	10,200	
127	7,000	10,200	
128	7,000	10,200	
129	7,100	10,200	
130	7,100	10,200	
131	7,100	10,200	
132	7,100	10,200	
133	7,200	10,300	
134	7,200	10,300	
135	7,200	10,300	
136	7,200	10,300	

	137	7,200	10,400			
	138	7,200				
	139	7,200				
	140	7,200				
	141	7,300				
	142	7,300				
	143	7,300				
	144	7,300				
	145	7,400				
	146	7,400				
	147	7,400				
	148	7,400				
	149	7,500				
	150	7,500				
	151	7,500				
	152	7,500				
	153	7,500				
再任用職員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

## 附 則

この規則中別表第 3 の 2 の改正規定は平成21年12月 1 日から、別表第 4 の改正規定は平成22年 1 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市長 山 出 保

## ●金沢市規則第76号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項第 1 号中「調整基本額」の次に「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第49号）の施行の日（以下この項において「基準日」という。）において同条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第 2 号中「調整基本額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第 3 号中「場合）」を「場合。以下この号において同じ。）」に改め、「調整基本額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第 4 号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

## 附 則

この規則は、平成21年12月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市長 山 出 保

## ●金沢市規則第77号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項第 1 号中「管理職手当の額」の次に「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年

条例第49号)の施行の日(以下「基準日」という。)において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額)を加え、同項第2号から第5号までの規定中「管理職手当の額」の次に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額)」を加え、同項第6号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当の額」を「よるものとした場合の額」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第78号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第7 医療職給料表(2)昇格時号給対応表中	「	34	を	「	33	に改める。
	35	34				
	36	34				
	37	35				
	37	35				
	38	36				
	38	36				
	39	37				
	39	38				
	40	49				
		」		」		

#### 附 則

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第79号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(8) 切替日以降に平成18年改正条例附則第7条の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第4条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「(前条第8号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合

にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第8号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)」を加え、同項第1号中「(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)」を削り、「相当する額」の次に「(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第49号)の施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)）」を加え、同項第2号及び第3号中「相当する額」の次に「(基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)）」を加え、同項第4号ア中「相当する額」の次に「(基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額)）」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「(100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)）」を加え、同項第6号中「合計額」の次に「(基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該合計額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)）」を加える。

第5条第1項中「、市長」を「市長」に、「額」を「額、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)）」に改め、「なるもの」の次に「(第3条第8号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市長 山 出 保

#### ●金沢市規則第80号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 9 第7条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等(平成21年条例第49号)附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「次の表」とあるのは、「技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)附則別表」とする。

附則別表(附則第9項関係)

給料表	職務の級	号給
技能労務職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表



職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400

	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
	38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
	39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
	40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
	41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
	42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
	43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
	44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
	45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
	46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
	47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
	48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
	49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
	50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
	51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
	52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
	53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
	54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
	55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
	56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
	57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
	58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
	59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
	60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
	61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
	62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
	63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
	64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
	65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
	66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
	67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
	68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
再任用職員	69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
以外の職員	70	204,200	253,800	284,900	316,000	
	71	204,700	254,400	285,700	316,500	
	72	205,300	255,000	286,500	317,000	

73	205,900	255,500	287,400	317,300
74	206,600	256,000	288,200	317,800
75	207,300	256,500	289,000	318,300
76	208,100	257,000	289,800	318,800
77	208,500	257,600	290,600	319,100
78	209,200	258,100	291,200	319,500
79	209,900	258,600	291,800	319,900
80	210,600	259,100	292,400	320,300
81	211,300	259,500	292,900	320,800
82	212,000	259,800	293,500	321,200
83	212,700	260,100	294,100	321,600
84	213,400	260,400	294,700	322,000
85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600
97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400
102	223,900	266,700	303,600	
103	224,500	267,000	304,000	
104	225,100	267,300	304,400	
105	225,500	267,600	304,800	
106	226,000	267,900	305,200	
107	226,500	268,200	305,600	
108	227,000	268,500	306,000	
109	227,400	268,800	306,400	

	110	227,900	269,100	306,800		
	111	228,400	269,400	307,200		
	112	228,900	269,700	307,600		
	113	229,400	270,000	307,900		
	114	229,900	270,300	308,300		
	115	230,400	270,600	308,700		
	116	230,900	270,900	309,100		
	117	231,300	271,200	309,400		
	118	231,700	271,500	309,800		
	119	232,100	271,800	310,200		
	120	232,500	272,100	310,600		
	121	232,900	272,300	310,900		
	122		272,600	311,300		
	123		272,900	311,700		
	124		273,200	312,100		
	125		273,300	312,300		
	126		273,600	312,700		
	127		273,900	313,100		
	128		274,200	313,500		
	129		274,300	313,700		
	130		274,600	314,100		
	131		274,900	314,500		
	132		275,200	314,900		
	133		275,300	315,100		
	134		275,600			
	135		275,900			
	136		276,200			
	137		276,300			
再任用職員		192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

## 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

## 教育委員会規則

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則  
(金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正)

第 1 条 金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員会の承認を受けて、同項第 3 号から第 6 号までの休業日に授業を行うことができる。

（金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正）

第 2 条 金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ委員会の承認を受けて、第 1 項第 3 号から第 8 号までの休業日に授業を行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会告示

### ●金沢市教育委員会告示第10号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成21年11月30日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて、第 1 項第 3 号から第 8 号までの休業日に授業を行うことができる。

第17条第 2 項ただし書中「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

## 公営企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年11月30日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

### ●金沢市公営企業管理規程第12号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成19年公営企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「定める額」の次に「に100分の99.76を乗じて得た額」を加える。

附 則

この規程は、平成21年12月 1 日から施行する。

平成21年(2009年)11月30日 印刷  
平成21年(2009年)11月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
カネモト印刷(株)